

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づく漁獲量等の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、知事管理区分「北海道くろまぐろ（小型魚）漁業」における令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）中の漁獲量等を公表します。

令和5年12月13日

北海道知事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業

2 漁獲量の総量
71.2トン

3 当該知事管理区分に係る漁獲可能量の割合（12月11日現在）
85.0パーセント（A/B）
〔 漁 獲 量 : 71.2トン（A）
 漁獲可能量 : 83.8トン（B） 〕